



三重県公報

平成25年7月16日（火）

第 2513 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
459	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企業誘致推進課)	2
460	同件	(同)	3
461	港湾法の規定による放置等禁止区域の指定	(流域管理課)	4
公 告			
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男女共同参画・NPO課)	4
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	5
	同件	(同)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公共用地課)	6

告 示

三重県告示第 459 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

カインズホーム四日市店

四日市市富士町 2150 番 1

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗近隣には、四日市市立羽津北小学校、同市立羽津小学校、同市立羽津中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両及び業者車両の経路と重複していることから、来客及び業者に対し、車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ 当該店舗の立地に伴い、地点 4 の交差点（国道 1 号線及び市道霞ヶ浦垂坂線の交差点）において、交差点解析結果からも交通混雑が予想されるため、公安委員会等とも十分に協議・調整を行い、交通混雑及び交差点の安全対策への対応を図ること。

ウ 開店時・週末等の繁忙期においては、各出入口及び店舗内駐車場内の混雑により、周辺市道へ交通影響を招くことが想定されるため、交通整理員等による十分な対応を図ること。また、当該繁忙期以外においても交通混雑が生じる場合には、その状況等を鑑みて十分な対応を図ること。

エ 当該店舗東側には J R 関西本線の踏切があり、国道 23 号線方面からの自動車によって踏切前後が渋滞する可能性があるため、出入口 2 への円滑な出入りができるよう交通整理員を配置する等十分配慮すること。

オ 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 24 条及び第 32 条に基づく工事を実施する際には、四日市市道路管理課にて手続を行うこと。

カ 道路法第 95 条の 2 に基づく調整に伴う資料は、店舗設置者において用意し、四日市市道路管理課に提出すること。

キ 資材の搬出入等により、道路を損傷することがないように対策を講ずること。また、店舗設置工事により道路を損傷した際には、速やかに補修・修繕を行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。また、実際に苦情が発生した際には、真摯に対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

顧客から回収した廃棄物及び店舗から発生する廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理すること。なお、南部埋立処分場及び北部清掃工場へ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみであり、業者委託を行う場合であっても南部埋立処分場及び北部清掃工場へ廃棄物を搬入する際は、あらかじめ四日市市生活環境課廃棄物対策室において搬入許可を受けること。

(4) その他の事項

ア 文化財関係について、現在、開発予定地には埋蔵文化財は確認されていないが、面積 10,000 ㎡を超える開発の場合は、埋蔵文化財の分布調査の必要があるため、現状を変更する前に事前協議を行うこと。

イ 当該出店計画について、周辺の地元自治会をはじめ地域住民に広く周知すること。また、当該出店計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等について、早急に対応策を地元と協議し、その解決を図ること。

ウ 店舗近隣の児童生徒が店舗内をはいかいしたり、夜間を中心に集したりする可能性があることから、周辺校又は教育委員会が実施する補導に協力する等青少年非行防止について協力するとともに、積極的に警察へ通報すること。

エ 大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）、水質汚濁防止法（昭和 45 年法律第 138 号）、騒音規制法（昭

和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)、三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年三重県条例第 7 号)等の規定に基づく届出等が必要となる場合があるので、あらかじめ四日市市環境保全課と協議を行うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部企業誘致推進課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 7 月 16 日から同年 8 月 16 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 460 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定による届出(新設の届出)に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 25 年 7 月 16 日

三重県知事 鈴木英敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) マックスバリュ山城店

四日市市山城町字西大谷 760 番 1

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 店舗近隣には、四日市市立下野小学校、同市立西朝明中学校等があり、児童生徒の通学路の一部と日常生活の行動範囲が、来客車両及び業者車両の経路と重複していることから、来客及び業者に対し、車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

イ 当該店舗の立地に伴い、特に出入口 1 では右折出庫を禁止しているため、円滑な車両の出入りができるよう店舗駐車場の誘導を徹底するとともに、必要に応じて交通整理員を適正に配置する等十分な配慮を行うこと。

ウ 主要地方道上海老茂福線への車両の出入りに際し、当該店舗へ来店する歩行者及び自転車への安全対策について十分な配慮を行うこと。

エ 開店時・週末等の繁忙期において、各出入口及び店舗駐車場の混雑により、周辺道路へ交通影響を招くことが想定されるため、交通整理員等による十分な対応を図ること。また、当該繁忙期以外においても交通混雑が生じる場合には、その状況等を鑑みて適切な対応を図ること。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来客車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排ガス及び騒音の軽減に努めること。

イ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応すること。

(3) 廃棄物に係る事項

顧客から回収した廃棄物及び店舗から発生する廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理すること。なお、南部埋立処分場及び北部清掃工場へ搬入できる廃棄物は一般廃棄物のみである。

(4) その他の事項

ア 3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法(平成 14 年法律第 53 号)第 4 条第 1 項の規定に基づき、形質変更に着手する 30 日前までに「一定の規模以上の土地の形質の変更届出書」を四日市市環境保全課へ提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例(平成 13 年三重県条例第 7 号)第 72 条の 2 の規定に基づき、土地履歴の調査を行うこと。

イ 大気汚染防止法(昭和 43 年法律第 97 号)、水質汚濁防止法(昭和 45 年法律第 138 号)、騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)、振動規制法(昭和 51 年法律第 64 号)、水道法(昭和 32 年法律第 177 号)、三重県生活環境の保全に関する条例等の規定に基づく届出等が必要となる場合があるので、あらかじめ四日市市環境保全課と協議を行うこと。

ウ 当該出店計画について、周辺の地元自治会をはじめ地域住民に広く周知すること。また、当該出店計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等について、早急に対応策を地元と協議し、その解決を図ること。

エ 店舗近隣には、四日市市立下野小学校、同市立西朝明中学校等があり、児童生徒が当該店舗内をはいかいたり、夜間を中心に集したりする可能性があることから、周辺校又は教育委員会が実施する補導に協力する等青少年非行防止について協力するとともに、積極的に警察へ通報すること。

オ 開発予定地には、現在、埋蔵文化財は確認されていないが、工事中に不時発見される場合があるので、仮に工事中に発見された場合には、現状を変更することなく四日市市に至急連絡すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部企業誘致推進課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成25年7月16日から同年8月16日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第461号

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の3第1項の規定により、宇治山田港（今一色漁港区）に放置等禁止区域を指定したので、同条第2項の規定により、次のとおり告示し、港湾法施行規則（昭和26年運輸省令第98号）第3条の7第1項の規定により、三重県伊勢市二見町今一色地内（今一色漁港区）に当該放置等禁止区域の関係図面を掲示します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 放置等禁止区域を指定する区域

宇治山田港（今一色漁港区）

関係図面において表示します。

2 掲示場所

三重県伊勢市二見町今一色地内（今一色漁港区）

3 指定の日

平成25年7月16日（火）（現地看板も設置します。）

4 適用の日

平成25年8月1日（木）

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月5日まで縦覧に供します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

NPO法人 あったかコミュRみえ

(2) 代表者の氏名

山野 孝治

(3) 主たる事務所の所在地

松阪市大字小舟江町366番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に生活する全ての人々に対して、地域住民が助け合って、高齢者・障がい者・障がい児の介護・介護予防・療育活動、障がい者の就労サポート活動、子ども達の健全育成指導や遊び場・学び場の

提供・支援活動、子育て支援活動、生涯学習や生涯スポーツ活動、まちづくりやまちおこし等の地域福祉活動等に関する事業を行い、もって本当に必要な地域の福祉の推進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月5日まで縦覧に供します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 NPOシルバースプーン

(2) 代表者の氏名

中野 隆自

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市河崎1丁目14番21号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、子どもが主体性を育み、自らの責任で行動し、自然や地域や人々とのふれあいの体験の中から学び成長することと、誰もが自立して生きるための道具としての情報技術との両方のバランスの取れた人間への成長を支援するとともに国連子どもの権利条約にある子どもの最善の利益を目指し、もって社会全体の利益に貢献することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月5日まで縦覧に供します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 旧御師丸岡宗大夫邸保存再生会議

(2) 代表者の氏名

阿形 次基

(3) 主たる事務所の所在地

伊勢市神田久志本町1474番地3

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域の活性化を目指し、伊勢市山田地区のまちづくりの拠点となる旧御師・丸岡宗大夫邸の保存活用を図ることにより、伊勢市のまちづくり活動を推進するとともに、都市の記憶を次世代につながる活動を行うことで、市民生活の豊かさと交流文化の広がりを図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月5日まで縦覧に供します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 ボランティア千姫

(2) 代表者の氏名

吉川 栄美子

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市三栄町39番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は障がいをもつ人々に対して、日常生活の支援及び社会復帰に関する事業を行い、地域における保健福祉の向上に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありましたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成25年9月5日まで縦覧に供します。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成25年7月5日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 お花畑

(2) 代表者の氏名

山田 春美

(3) 主たる事務所の所在地

伊賀市朝屋780番地

(4) 定款に記載された目的

この法人は、伊賀地域及びその周辺市町村における高齢者・障害者等さまざまな援助を必要とする人々に対して地域社会において、良好な日常生活を継続できるよう福祉や生活に関する事業を行い、もって地域福祉に寄与する事を目的とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成25年6月10日に終了した旨、熊野建設事務所長から通知がありました。

平成25年7月16日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤図作成）

2 作業地域

熊野市飛鳥町小阪、同市甫母町甫母、同市波田須町、同市紀和町楊枝、同町花井、同町湯ノ口、同町大河内、同町小栗須、同町小川口、同町木津呂、同町矢ノ川、同町小森、同町平谷及び同町赤木

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
